加古川市子ども・子育て応援託児サービス事業実施要綱

令和3年4月1日 改正 令和4年4月1日 こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て応援託児サービス事業(以下「本事業」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規 定する一時預かり事業とする。

(実施場所)

第3条 実施場所は次のとおりとする。

名 称	位 置
加古川駅南子育てプラザ	加古川市加古川町篠原町 21 番地の 8 カピル 21 ビル
	7 階
東加古川子育てプラザ	加古川市平岡町一色 797 番地の 295 かこてらす 1 階

(実施日時)

- 第4条 実施日は加古川駅南子育てプラザおよび東加古川子育てプラザの2か所で合わせて週5日の実施とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- 2 実施時間はいずれの日も、午前9時から午後0時30分までとする。
- 3 前2号の規定にかかわらず、次に掲げる日については事業を実施しない。
 ア 12月29日から翌年の1月3日まで
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
 - ウ 施設の保守点検等のため市長が定める日

(費用)

第5条 利用料は無料とする。

(対象児童)

- 第6条 対象児童は、概ね生後6か月から小学校就学前までの児童とする。 (定員)
- 第7条 定員は、8名とする。

(利用申込み)

第8条 事業を利用しようとする児童の保護者は、別に定める申込書を市長に提出しなければならない。

(利用制限)

- 第9条 市長は、本事業を利用しようとする児童又は保護者が、次の各号のいず れかに該当するときは、本事業を利用させないことができる。
 - (1) 児童が負傷し、又は疾病にかかっているとき
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、事業を利用することが適当でないと認められるとき

(事業の委託)

第10条 市長は、本事業の実施を委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。